

## 推計課税の問題点

### 菊 地 進

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| はじめに                   | Ⅲ．権利救済制度の形骸化と推計の粗雑さ   |
| I．『税務運営方針』に見る税務行政の基本理念 | (1) 原処分の推計根拠を不問にする審理  |
| Ⅱ．調査と指導の一体化の放棄         | (2) 推計誤差の累積による原処分の正当化 |
| (1) 「立会権」否定の意味         | (3) 倍半基準の形式性と誤差の規模    |
| (2) 調査協力拒否の一方的認定       | Ⅳ．一方的徴税行政を支える守秘義務違反論  |
| (3) 総収入金額の安易な推計        | ——まとめにかえて——           |

#### はじめに

わが国の税制は、納税者がみずから所得と税額を計算し、自主的に申告し税金を収める、いわゆる申告納税制度を基本としている。したがって、所得税や法人税の額は、納税者の申告によって確定することになる。これが、国民主権を憲法に明記した戦後税制の基本原則である。そして、この原則の十全な実現こそが、税務行政の究極的課題となっている。

ところで、こうした原則の上で、国税通則法24、25条は、納税義務者の申告がなかった場合もしくは申告額が税務署の調査と異なった場合には、税務署が、行政処分によって税金の額を決定もしくは更正できるとしている。これは、悪質な脱税が放置されるようであれば、納税義務者の適正な自主申告と納税を期待することができなくなり、国民主権のもとでの申告納税制度の基礎そのものが揺らぐことになりかねないからである。そこで、税務署による行政処分が認められているわけであるが、だからといって税務当局が一方的に決定・更正できるということではない。

税務当局による決定・更正は、あくまでも納税義務者が自主的に納税義務を遂行するよう援助し、指導する立場から行われるのでなければならない。そして、「いやしくも一方的であるとの批判を受けることがないよう、細心の注意」(『税務運営指針』, 5ページ)が払われなければならない。こうして、この決定・更正にあたっては、当然、納税者の協力をえた的確な調査をもとに、納税者の十分な理解をえて、実額によって課税することが原則とされることになる。

ただ、客観的に見て、実額課税(取引実績額を基礎とする損益計算による課税)に必要な資料がすべて揃わない場合があることもまた事実である。そこで、この実額課税原則の例外として、所得税法156条は、推計による課税を認めている。むろん、この場合も、納税者の協力をえた的確な調査をもとに、推計根拠を明確にし、納税者の十分な理解をえて課税することが原

則とされることはいうまでもない。税務当局は、適正な推計努力と納税者の理解をうる努力をけっして怠ってはならないのである。

しかしながら、現実はどうか。この例外たる推計課税が、ここ数年激増の一途をたどっている。しかも、この激増過程にある推計課税は、課税方法が極めて一方的であり、推計方法が極めて粗雑であることが特徴的である。そして、その粗雑さを糊塗するためになおのことその一方的性格が強められていることに注目しなければならない。

こうした現状が放置されるようであれば、納税者の税務当局に対する不信が強まり、適正な自主申告の姿勢までもが大きく歪められる結果になりかねない。そこで、推計課税がどう一方的であり、どう粗雑であるのか、その現状を明らかにし、税務当局が改めるべき課題は何であるのかを考えてみることにしたい。

## I. 『税務運営方針』に見る税務行政の基本理念

近年増加している推計課税が一方的であるということは、税務行政の基本理念に照らして一方的であり、権利救済制度も形骸化しているということを意味している。それでは、税務行政の基本理念とは何か、税務運営の基本的あり方は何か、特にこれらを税務当局がどのように規定しているのか、推計課税の検討に先だち、まず、こうした諸点を振り返っておくことにしたい。

国税庁は、1976年4月に、『税務運営方針』を改訂し、税務運営の基本的考え方、事務運営にあたっての共通の重要事項を明らかにした。そして、これが現在の税務運営の基本方針となっている。

『税務運営方針』は、税務運営の課題と理念について、冒頭で、次のように述べている。

「申告納税制度の下における税務行政運営の課題は、納税者のすべてがこのような租税の意義を認識し、適切な申告と納税を行うことにより自主的に納税義務を遂行するようにすることである。税務運営においては、この課題の達成を究極の目標として、その基盤を着実に築き上げていくことを、その基本としなければならない。」(同上、5ページ)

問題は、ここでいわれている、自主的納税義務遂行の基盤を着実に築き上げるような税務運営が現実になされているかどうかにある。ともあれ、こうした理念のもとで、『税務運営方針』は、次に、事務運営にあたっての共通の重要事項として、調査と指導の一体化を強調している。そして、ここに、税務当局のとるべき姿勢が集約的に表現されている。

「申告納税制度の下における税務調査の目的は、すべての納税者が自主的に適正な申告と納税を行うようにするための担保としての役割を果たすことにある。すなわち、適正でないと思われる申告については、充実した調査を行ってその誤りを確実に是正し、誠実な納税者との公平を図らなければならない。更に、調査は、その調査によってその後は調査をしないで自

主的に適正な申告と納税が期待できるような指導的效果を持つものでなければならない。このためには、……調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたる適正な申告と納税を続けるように指導していくことに務めなければならない。調査が、非違事項の摘出に終始し、このような指導の理念を欠く場合には、納税者の税務に対する姿勢を正すことも、また、将来にわたって適正な自主申告を期待することも困難となり、納税者の不適正な申告、税務調査の必要という悪循環に陥る結果となろう。」(同上、6ページ)

では、こうした悪循環に陥らないための調査のあり方は何か。『税務運営方針』は、続けて各論において、次のように指摘している。

「税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に務め、また、現況調査は必要最小限に止め、反面調査は客観的に見てやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする。」(同上、14ページ)

そして、この場合の納税者に対する応接については、無用な心理的負担をかけないよう、「納税者の主張には十分配慮するとともに、法令や通達の内容等は分かりやすく説明し、また、納税者の利益となる事項を進んで知らせる心構えが大切である。」(同上、8ページ)としている。

さらに、『税務運営方針』は、納税者のための権利救済制度についても言及している。

「不服申し立ての処理については、原処分にとらわれることなく、謙虚に納税者の主張に耳を傾け、公正な立場で適切な調査を行い、事実関係の正しいは握、法令の正しい解釈適用に務めるとともに、事案の早期処理を図り、納税者の正当な権利、利益の保護に欠けることのないように配慮する。特に、国税不服審判所においては、それが税務行政部内における第三者的機関として設けられている制度的趣旨に顧み、その運用に当たっては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かしながら、充実した合議を行い、権利救済の十全を期する。」(同上、9ページ)

最近の一方向的な推計課税との関わりでいうと、『税務運営方針』で述べられている、こうした諸点が現実の税務行政の中で十全に生かされているかどうかは遂一問題になってくるのである。そこで、次に推計課税の実態がどうであるかを見てみることにしたい。

## Ⅱ. 調査と指導の一体化の放棄

### (1) 「立会権」否定の意味

推計課税は、納税者に対する税務調査からはじめられる。これは、所得税法 234 条に定められた“当該職員の質問検査権”に基づいてなされるものであるが、この権限は、「犯罪捜査の

ために認められたものと解してはならず」(同条2号)、納税者を特に調査しなければならない個別的な必要性がある場合にのみその行使が限られている。そして、調査にあたっては、納税者に心理的・肉体的苦痛を与えることのないよう十分配慮されなければならない。そうであるがゆえに、『税務運営指針』においても、調査に先立つ事前通知が励行されており、また、調査と指導の一体化という観点から、調査理由の具体的開示が強く求められるところとなっているのである。

しかし、現実にはこうした要件がなおざりにされていることは、多くの納税者が直接体験しているところである。特に問題となるのは、こうした調査の初期段階において、納税者の対応を理由に、帳簿等の事実資料の調査が可能であっても、その調査にすら入ろうとしない事実があることである。そうしたケースの第1は、納税者が依頼した立会人が存在する場合である。この場合は、調査理由の開示すらせず、即刻調査を中止することが通例となっている。

立会人が存在する場合に調査を行わない理由として税務当局があげるのが、所得税法234条および国家公務員法100条により税務職員には守秘義務が課されているという点である。つまり、立会人が存在すると税務職員の守秘義務が果たせないというわけである。では、税務職員の守秘義務とは一体何か。納税者本人のプライバシーに関することを指すのであれば、そもそも本人が立ち会いを求めているのであるから問題になりえない。

そうすると、税務当局のいう守秘義務は、第三者のプライバシーに関するものであるということになる。東京高裁89年3月20日判決(泉谷事件)は、税務調査が「その取引の相手方である第三者の営業上の秘密に及ぶことが少なくないことからして、被調査者が法律の規定による守秘義務を負わない第三者の立合いを要求する権利があるということとはできない」とした。そして、税務当局は、この判決をもって、裁判所も立会権を否定したと主張し、税務調査の現場でもこの判決を利用していると伝えられる。

だが、税務当局が真に考えるべきは、立会権が成り立つかどうかではなく、実際の税務調査の過程で調査と指導の一体化をどう実現するかであるはずである。この本来とるべき立場からすれば、立会人の存在のみを理由に本人調査を中止するということはありえず、立会人が存在しても可能な本人調査は迅速に実施し、「納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたる適正な申告と納税を続けるよう指導していくことに務めなければならない」はずである。そして、仮に「取引の相手方である第三者の営業上の秘密」に調査が及ぶ場合には、そこで立会人の退席を求めればよいことである。

にもかかわらず立会人が存在する場合には、被調査者が用意した帳簿すら開こうとせず、即刻調査を打ち切ってしまうのが通例となっている。こうした税務当局の姿勢は、社会常識に合致しないばかりか、税務当局が本来とるべき“調査と指導の一体化”をそもそも放棄するものであると言わざるをえない。

では、税務当局はなにゆえ執拗に立ち会いを拒むのであろうか。それは、すでに調査の目的

が修正申告の強要ないし一方的な更正処分に向けられているからに他ならない。徴税ノルマを背景に、現場の税務署員が短期に成果を示すには、税法や税務に精通しておらず、また、税理士など専門家を依頼するゆとりのない個人を調査対象とすることが最もてっとり早い方法である。こうして、類似同業者についての大づかみな資料をもとに、こうした個人を対象に、修正申告を迫るというのが実態となっている。そして、このような強権的な調査の妨げになるがゆえに、税務当局は執拗に立ち会いを拒む態度に出ているのである。

こうした税務当局の一方的な姿勢は、調査打ち切りの後、第二段階に入ることになる。すなわち、立会人の存在を理由に調査不能との認定を下し、一方的に反面調査を実施し、推計による更正処分を強行するのである。被調査者が帳簿等必要書類を整えているにも関わらず、推計課税が強行されることになる。その意味で、税務当局による「立会権」の否定は、一方的推計課税強行のための手段と化しているということができるのである。

## (2) 調査協力拒否の一方的認定

納税者の対応を理由に、本人調査に入ろうとしないケースがもう一つある。それは、被調査者が税務署員にたいして調査理由の開示を強く求めた場合である。『税務運営方針』で励行されている事前通知抜きに、突然、税務署員が現われた場合、すでに申告をすませた納税者としては、当然、調査理由の開示を求めることになる。また、“当該職員の質問検査権”の行使が調査の個別的必要性がある場合のみ限られていることからしても、これは当然の要求である。

しかし、納税者のこうした求めにたいし、税務署員は所得の確認であるという説明に終始するのが常である。言うまでもなく、これでは「調査の個別的必要性」の説明にはけっしてならない。そこで、納税者が多少とも税法に通じている場合には、さらに具体的な調査理由の開示を強く求めることになる。しかし、そうすると今度は、調査協力拒否ないし調査不能という認定が下されることになるのである。帳簿等必要書類が整えられ、実額計算が可能な状態になっているにもかかわらず、調査理由の開示を求めただけで、調査不能との認定が下され、推計の方法による更正処分を受けることになるのである。まことに一方的な税務調査であるといわざるをえない。

しかも、その上、その後に展開される更正処分が、実額計算に比べ、極端に過大な推計課税となることが少なくない。例えば、89年6月23日付裁決書（東京国税不服審判所）のケースでは、推計の方法により、84年から86年までの3年分で、本税、加算税あわせ80万円近くの更正

表 1-A. 本人の申告金額

(円)	1984年	1985年	1986年
事業所得金額	-1,428,707	75,527	880,141
所得控除の額	526,711	480,750	401,820
課税所得金額	0	0	478,000

表 1-B. 原処分庁の推計金額と更正処分の額

(円)	1984年	1985年	1986年
事業所得金額	1,742,012	2,679,733	2,980,380
所得控除の額	526,711	480,750	401,820
課税所得金額	1,215,000	2,198,000	2,578,000
納付すべき税額	138,100	280,800	345,400
過少申告加算税	6,500	14,000	14,500

表 1-C. 国税不服審判所の実額計算金額と取消税額

(円)	1984年	1985年	1986年
事業所得金額	-696,285	897,338	1,342,477
所得控除の額	526,711	480,750	401,820
課税所得金額	0	416,000	940,000
本税の取消額	138,100	237,400	240,100
加算税の取消額	6,500	12,000	12,000

注) 東京国税不服審判所 84年6月23日付裁決書より

処分を受け、国税不服審判所で実額計算をした結果、原処分庁の推計が大幅に過大であることが明らかになり、大半の処分取り消しが行われている。

これは84年3月に新規開業した飲食業を営む者のケースであるが、税務署員が被調査者の「営業上都合の悪い日」に臨場したこともあり、自己の権利擁護の立場から、86年の帳簿を示し、84、85年分については、税務署員に調査理由を問い正したところ、「これらの年分の帳簿書類を提示しなかった」との認定が一方向的に下され、推計課税に持ち込まれたものである。

本人の申告金額、原処分庁の推計金額、国税不服審判所の実額計算金額は、それぞれ表1のA～Cの通りである。この表で、事業所得金額における、審判所の実額計算額と本人申告額との違いは、ガソリン代や駐車場賃借料の経費算入が認められなかったことなどによるものである。また、84年3月に新規開業したという事情から、84年の事業所得金額は、国税不服審判所の実額計算においても、大幅なマイナスとなっている。

ここで注目すべきは、原処分庁の推計金額と不服審判所の実額計算金額との乖離の大きさである。原処分庁による事業所得金額の推計額は、不服審判所の実額計算金額に比べ、3年分の合計で、5,858,595円も過大であり、本税、加算税あわせ、84年分は144,600円、85年分は249,400円、86年分は252,100円の処分取り消しがなされている。納税者が、調査理由の開示を求めただけで、これだけの過大課税が強行され、その取り消しのために国税不服審判所にまで持ち込まねばならなかったのである。

しかも、そこまで持ち込んでも、単に税の取り消しが行われるのみであって、過大課税を強行した原処分庁にたいして何らかの処分が行われるわけでもなければ、不服審判所に訴えるま

でに要した膨大な時間と心労についての補償がなされるわけでもない。否、それどころか、不服審判所に訴えなければ、そもそも646,100円という過大課税をまるまる甘受せねばならなかったのである。不服申し立てがなされ、過大推計が明らかになれば取り消すが、そうでなければ過大課税を正当化したままにする。これが今日の税務行政の実態に他ならない。

### (3) 総収入金額の安易な推計

前述のケースでは、帳簿等必要書類を調査した86年分についても、原処分庁は、推計課税に付している。これは、プライベートなパーティ用のビールの本数が仕入本数に含まれていた事実を考慮せず、売上金額に含まれるビールの本数と仕入本数とが一致していないという理由で、本人の帳簿は信憑性がないと一方的に判断し、推計課税に踏み切ったものである。

このように、立会人の存在や調査理由の開示要求があった場合のみならず、帳簿等必要書類を提示しても、税務署員が理解できない問題があると、本人書類は信憑性がないと認定され、推計課税に持ち込まれることになるのである。こうした税務当局の一方的な姿勢は、推計の仕方そのものにも現われている。

例えば、89年3月31日付裁決書（東京国税不服審判所）のケースでは、電気使用量を用いた

表 2-A. 本人の申告額

(円)	1984年	1985年	1986年
総収入金額	1,408,900	1,343,150	1,225,850
一般経費額	474,174	522,474	594,119
算出所得金額	934,726	820,676	631,731
地代家賃の額	122,940	130,140	156,540
事業所得金額	811,786	690,536	475,191

注 1) 算出所得金額は、総収入金額から一般経費額を差引いた額である。  
2) 地代家賃の額における、事業専用割合は0.50と申告されている。

表 2-B. 原処分庁の推計額と更正処分額

(円)	1984年	1985年	1986年
総収入金額	1,960,812	2,136,582	3,214,638
一般経費額	482,164	489,278	810,089
算出所得金額	1,478,648	1,647,304	2,404,549
地代家賃の額	72,313	76,548	92,076
事業所得金額	1,406,335	1,570,756	2,312,473
納付すべき税額	72,400	91,800	186,900
過少申告加算税	—	—	9,000

注 1) 総収入金額は、電気使用量をもとにした推計額である。  
2) 算出所得金額は、類似同業者の平均算出所得率を用いた推計額である。  
3) 一般経費額は総収入金額の推計額から算出所得金額の推計額を差し引いた額である。  
4) 地代家賃の額における事業専用割合は0.2941と算定されている。

表 2-C. 国税不服審判所の実額計算額と税の取り消し額

(円)	1984年	1985年	1986年
総収入金額	1,408,900	1,343,150	1,281,450
一般経費額	337,150	395,558	332,537
算出所得金額	1,071,750	947,592	948,913
地代家賃の額	98,352	104,112	125,232
事業所得金額	973,398	843,480	823,681
本税の取消額	47,900	80,900	178,800
加算税の取消額	—	—	9,000

- 注 1) 総収入金額は、帳簿等必要書類をもとにした実額計算額である  
 2) 算出所得金額は、類似同業者の平均算出所得率を用いた推計額である。ただし、原処分庁の用いた類似同業者には不適当なサンプルが含まれていたため、原処分庁の推計額と異なっている。  
 3) 一般経費額は総収入金額の推計額から算出所得金額の推計額を差し引いた額である。  
 4) 地代家賃の額における、事業専用割合は0.40と算定されている。これは作業場部分の面積を全体面積で除した値であり、原処分庁の使用した事業専用割合0.2941は、2棟ある建物のうち1棟分しか考慮しないものであった。  
 \* 東京国税不服審判所89年3月31日付裁決書より

推計の方法により、84年から86年までの3年分で本税、加算税あわせ36万円の更正処分を受け、国税不服審判所で実額計算をした結果、原処分庁の推計が大幅に過大であることが明らかになり、大半の処分取り消しが行われている。

これは、メリヤス編加工業を営む者のケースであるが、税務署員が事前通知抜きに臨場したため、調査理由の開示を強く求めたところ、調査不能と認定され、一方的な反面調査を経て、推計課税に持ち込まれたものである。本人の申告額、原処分庁の推計額、国税不服審判所の実額計算額は、それぞれ表2のA～Cの通りである。不服審判所で、帳簿等必要書類を調査した結果、86年分の総収入金額について若干の集計ミスが見つかったものの、他の総収入金額については、本人申告通りであることが明らかになっている。問題は、原処分庁の総収入金額の推計がなぜ3,278,532円も過大になってしまったかである。

調査理由の開示を強く求められたため、原処分庁はただちに推計課税の方針に切り替え、メリヤス編加工業においては電気使用量と収入金額との間に比例関係が認められるはずであると、84年1月から6月までの収入金額を同期間の電気使用量で除し、1キロワット当たり収入金額を1,302円と求めた。そして、これに各年分の電気使用量(84年1,506kw, 85年1,641kw, 86年2,469kw)を乗じて、表2-Bの通りの総収入金額を算定したのである。しかし、実は、この業者の場合、84年1月から6月までの収入金額は主に手仕事によるものであり、電気使用量と収入金額の間には相関関係はまったく認められないものであった。にもかかわらず、安易に電気使用量を利用した結果、前述のような過大推計が行われることになってしまったのである。

89年11月2日付裁決書(東京国税不服審判所)のケースでも、同じように、原処分庁によって、電気使用量を用いた、実態に合わない総所得金額の推計が行われている。これは、豆腐製



造小売業を営む者のケースであるが、原処分庁は、豆腐製造小売業の場合、売上金額は低圧電力使用量に比例するはずであるとし、本人の低圧電力使用量に類似同業者の平均低圧電力売上金額（1キロワット時当たりの平均的な売上金額）を乗じて、更正処分のための売上金額を算定している。しかし、この業者の場合、「豆腐製造に地下水を使用しており、地下水を汲み上げるためのポンプの動力源として、低圧電力を使用して」いるものであったが、原処分庁が平均低圧電力売上金額を算定するに当たって用いた類似同業者の中には地下水を利用しているところはなく、明らかに業態を異にするものであった。そのため、不服審判所は、「請求人の売上金額の推計に当たり、低圧電力使用量を基礎とすることは適当でない」との裁定を下している。

このように、原処分庁段階では、更正処분을急ぐあまり、十分な調査が必ずしも行われておらず、そのため、実態に合わない推計がしばしば実施される結果になっているのである。このような杜撰な推計では、調査と指導の一体化など望むべくもないといわざるをえない。

### Ⅲ．権利救済制度の形骸化と推計の粗雑さ

#### （1）原処分の推計根拠を不問にする審理

表1のケース（飲食業を営む者）、および表2のケース（メリヤス編加工業を営む者）、いずれも異議審理庁（原処分実施税務署）段階では、異議申し立てが棄却されている。例えば前者の場合でいえば、88年3月12日付の更正処分をたいし、本人が同年5月11日付で異議申し立てを行ったところ、異議審理庁は同年7月8日付で棄却の異議決定をした。後に不服審判所で、更正処分の大半が取り消されるようなケースであったにもかかわらず、異議審理庁は、いとも簡単に異議申し立てを棄却したのである。なぜこうしたことが可能となるのであろうか。

本来、税務当局は、更正処分にあたっても、「調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたる適正な申告と納税を続けるように指導していくことに務めなければならない」（『税務運営方針』、6ページ）はずである。ところが、実態はまるで逆である。白色申告者の更正処分に当たって、処分理由を明らかにすることは一切していない。処分理由も明らかにせず、いきなり更正処分を実施するのである。

これは、白色申告者の場合、処分理由を明らかにすることは法的に義務づけられていないからであるという。しかし、問題は、それが法的に義務づけられているかどうかにあるのではない。税務当局の姿勢の問題である。すでに見たように、『税務運営方針』の立場からすれば、指導の観点なき更正処分などありえないはずである。にもかかわらず、理由を明らかにしない更正処分が常態化しているのは一体なぜか。

更正処分に不服のある場合、白色申告者は、異議審理庁へ異議申し立てをすることができる。しかし、原処分の推計根拠は、ここでも一切明らかにされない。異議決定書（異議審理庁）は、

表3 事業所得の推計額および実額計算額（表1のケース）

(円)	1984年	1985年	1986年
原処分 の 推 計 額	1,740,012	2,679,733	2,980,380
異議審理庁の推計額	1,777,148	2,699,140	4,353,157
不服審判所の計算額	-696,285	897,338	1,342,477

ほとんどが、「以上の計算の結果、申し立て人の事業所得金額は〇〇円であり、これは本件更正処分の額を上回りますから、本件更正処分には取り消すべき理由はありません」という形でまとめられている。つまり、原処分の推計方法それ自体の是非には一切触れず、それとは明らかに異なる方法で推計し、その結果が原処分の額を上回っていることをもって、原処分の額の正当性を主張するという、いわゆる総額主義の審理が行われているのである。そして、この審理結果が、今度は、不服審判所において、原処分庁の主張として、審査対象となってくる。

表3は、前述の飲食業を営む者（表1）の事業所得金額の推計額（審理庁）である。原処分の際の推計額および不服審判所における実額計算額についてもあわせて示してある。ここで注目されるのは、86年の原処分の推計額と異議審理庁の推計額との大きな乖離である。不服審判所の実額計算による事業所得金額以上の差がでてしまっている。異議審理庁といっても基本的には原処分実施税務署である。原処分を実施した同じ税務署が、わずかな期間の後、なぜこれほど差のある推計額を示すことになるのであろうか。

再調査により新たな事実が判明し、原処分と異なる推計額を提示しなければならなくなるということは、たしかにありうるであろう。しかし、異議審理の実態はそれとはまったく異なると考えねばならない。もし再調査の結果、新たな事実が判明し、異なる推計値が算出されたのであれば、審理庁は異議決定書においてそうした経過を明確にできるはずである。また、その義務があるはずである。しかし、異議審理庁はどの異議決定書においてもそうした点には一切触れようとしないのである。否、これは触れられないといった方が正確であろう。

というのは、原処分段階での推計値は、類似同業者の実績をもとにした極めて大雑把な試算

表4-A. 1986年の事業所得金額の内訳（表1のケース）

(円)	本人の申告額	審理庁の推計額 ①	審判所の実額 計算 ②	過大推計額
売上金額	11,191,290	12,240,170	11,223,490	1,016,680
売上原価	3,231,077	3,235,077	3,235,077	0
一般経費	2,248,796	2,129,660	2,129,660	0
給与賃金	2,009,000	0	1,994,000	1,994,000
地代家賃	2,220,000	1,920,000	1,920,000	0
減価償却	602,276	602,276	602,276	0
所得金額	880,141	4,353,157	1,342,477	3,010,680

注) 過大推計額は、売上金額、所得金額については①-②、その他経費にかかわる項目については、②-①として計算してある。表4-B, Cについても同様である。

表 4-B. 1985年の事業所得金額の内訳（表1のケース）

(円)	本人の申告額	審理庁の推計額 ①	審判所の実額 計算 ②	過大推計額
売上金額	8,975,320	9,443,690	8,989,520	454,170
売上原価	2,824,500	2,579,072	2,824,500	245,428
一般経費	1,967,517	1,643,202	1,552,406	- 90,796
給与賃金	1,309,500	0	1,193,000	1,193,000
地代家賃	2,196,000	1,920,000	1,920,000	0
減価償却	602,276	602,276	602,276	0
所得金額	75,527	2,699,140	897,338	1,801,802

表 4-C. 1984年の事業所得金額の内訳（表1のケース）

(円)	本人の申告額	審理庁の推計額 ①	審判所の実額 計算 ②	過大推計額
売上金額	7,475,600	7,475,600	7,475,600	0
売上原価	2,869,063	1,975,801	2,869,063	893,262
一般経費	1,514,097	1,300,754	1,172,925	- 127,829
給与賃金	1,548,250	0	1,388,000	1,388,000
地代家賃	2,471,000	1,920,000	2,240,000	320,000
減価償却	501,897	501,897	510,897	0
所得金額	-1,428,707	1,777,148	- 696,285	2,279,045

値に過ぎず、内容的に、個々の費目の推計値を検討して、原処分適否を判断することのできる構造にそもそもなっていないのである。そこで、異議申し立てがなされた段階で、原処分庁として、新たに原処分の正当性を主張する推計の論拠作りに取り組むのである。これが異議審理の実態であり、その結果、表3のような推計額の大きな乖離がしばしば生まれることになるのである。

白色申告者が更正処分に不服のある場合、いきなり不服審判所に持ち込むことはできず、その前に異議審理庁への異議申し立ての手順を踏まねばならない制度になっているが、これは、審理の万全を期すための仕組などではまったくなく、原処分を正当化するための原処分庁の側の時間確保の仕組に過ぎないのが現実である。

## (2) 推計誤差の累積による原処分の正当化

では、実際より大幅に過大な推計額が、審理庁段階で一体どのように正当化されるのであろうか。表1の飲食業を営む者のケースについて、その内容を詳しく見てみることにしたい。表4のA～Cは、事業所得金額の内訳についての、本人申告額、審理庁（原処分庁）の推計額、不服審判所の実額計算額の年次別比較表である。

本人申告額が不服審判所の実額計算額を下回っているのは、①85年、86年の売上金額および86年の売上原価に集計の誤りがあったこと、②一般経費において、ガソリン代と駐車場賃借料

の算入が認められなかったこと、③地代家賃の事業専用割合が0.5という申告にたいし0.4までしか認められなかったこと、④アルバイトへの支払い額の資料がすべて揃わなかったこと、によるものである。こうした諸点により、事業所得金額は、84年に732,422円、85年に821,811円、86年に462,336円の差が生まれている。申立人としては、さらに主張のある点も少なくないと考えられるが、ここでは、その内容には立ち入らず、もっぱら不服審判所の実額計算額との比較で、審理庁の推計の特徴を見えてみることにしたい。

#### 《86年の事業所得金額における審理庁の推計誤差》

審理庁は、86年分について、帳簿等の調査をしたにもかかわらず、ビールの仕入れ本数(1,420本)と売上傳票の本数(1,253本)とが一致していないという理由から、伝票に基づく計算をせず、売上原価3,235,077円を類似同業者の平均売上原価率0.2643で除すことによって、売上金額を12,240,170円と推計している。しかし、不服審判所で調査した結果、ビールの本数の上記不突合は、パーティーでの使用分が94本、使用人への食事提供を含む家事消費分が73本であることが明らかになっている。したがって、売上金額を推計計算にする必要はまったくないものであった。にもかかわらず、不十分な調査のまま性急に推計計算に持ち込んだ結果、売上金額だけで、1,016,680円の誤差を生んでしまっている。それだけではない、さらに給与賃金1,994,000円の計上もれがあり、事業所得金額はあわせて3,010,680円の過大推計となっている。

#### 《85年の事業所得金額における審理庁の推計誤差》

まず、売上原価について、本人の86年の酒仕入率(仕入総額に占める酒類の仕入金額の割合)を0.6176と計算し、この割合を85年分に適用することによって、85年の売上原価を2,579,072円と推計している。この推計の結果、売上原価において245,428円の誤差が生まれている。そして、これがさらに売上金額の推計において増幅されることになる。

85年の売上金額は、86年同様、売上原価2,579,072円を類似同業者の平均売上原価率0.2731で除すことによって、9,443,690円と推計している。こうして、上記売上原価の過大推計も加わり、ここで454,170円の推計誤差が生まれている。

さらに、86年同様、給与賃金1,193,000円の計上もれがあり、一般経費について90,796円の過小推計があったものの、事業所得金額は合計で1,801,802円の過大推計となっている。

#### 《84年の事業所得金額における審理庁の推計誤差》

審理庁は、84年については、ビールの仕入れ本数と売上傳票の本数との不突合はないとして、84年の売上金額は本人申告額を採用している。したがって、売上金額での誤差は発生していない。しかし、新規開店という事情を無視し、本人の86年の売上原価率0.2643を適用し、売上原価を1,975,801円と推計した結果、売上原価において893,262円の誤差が生まれている。

また、86年同様、給与賃金1,388,000円の計上もれがあり、さらに、店舗賃貸契約時に支払った礼金320,000円の領収書がないということから、これを棄却した結果、320,000円の誤差を生んでいる。こうして、一般経費について127,829円の過小推計があったものの、事業所得金額は合計で2,279,045円の過大推計となっている。

表1の飲食業を営む者の場合、原処分庁は、異議審理段階において、以上のような形で原処分を正当化した。給与賃金額を経費から全額除外するなどというのは、およそ常識では考えられないことである。また、わずかなビールの本数の不突合をもって、伝票等の資料を退け、売上金額を推計計算で求めるということも常識では考えられない。原処分の正当化のみが至上命題となった審理であることは疑いえないところである。

### (3) 売販基準の形式性と誤差の規模

前節で見たように、異議審理庁（原処分実施税務署）の審理の力点は原処分の正当化それ自体に置かれていると考えざるをえない。そして、その場合、大きく分けて二つの方法が採用される。第1は、資料の不完全さを理由に経費関係の費目の計上を除外することであり、第2は、やはり資料の不完全さを理由に、本人の他年次のデータないし類似同業者のデータを用いて、売上金額および経費を推計に付すことである。この両者の組み合わせによって、原処分の正当化が図られることになる。

更正処分に必要な事業所得金額の算定のためには、売上金額、売上原価の額、一般経費の額、人件費および外注費の額、地代家賃および事業専従者控除の額等が明らかにならなければならない。このうち、事業専従者控除の額については、事実関係が単純であり、大きな争点になることは比較的少ない。問題は、売上金額、売上原価の額、一般経費の額、人件費および外注費の額、地代家賃の額である。

前節の例では、まず、人件費の額の除外、地代家賃の額の一部除外が行われていた。審理庁の異議審理で、地代家賃の一部計上もれというのはよく見られるケースであるが、給与賃金を全額除外してしまうというのは極めて珍しい。本人の申告内容および店舗の状態を踏まえれば、通常は、給与賃金の全額除外などできるものではない。しかし、これを除外しなければ原処分を正当化できなかったわけで、それをあえて実行したところに、今日の税務当局の姿勢が象徴的に示されているといえることができる。

次に、前節の例では、売上金額、売上原価、一般経費の額が推計に付されていた。これも、原処分の正当化を図る審理庁の計算の重要な柱をなすものとなっている。この推計という点で、第1に問題になることは、帳簿等必要資料がほぼ揃っているにもかかわらず、一部不明の点があるという理由で、売上金額を推計に付している点である。ビールの仕入れ本数と売上传票の本数とのわずかな不突合を理由に、本人資料をすべて退け、売上金額を類似同業者の資料を使

表5 ある機械加工業者の同業者率算定表

業者	収入金額	算出所得率	人件費等の率
A	6,588,787	0.7357	0.2368
B	5,915,705	0.7784	0.4418
C	3,737,650	0.8077	0.2970
D	8,587,566	0.7280	0.5052
E	6,440,170	0.8097	0.1745
F	6,079,460	9.8745	0.4211
平均	6,227,870	0.7880	0.3461

注 1) 東京国税庁管内のデータである。

2) 本人の収入金額推計は、7,391,120円である。

って推計したということは、税務当局の調査努力の不足から100%の情報がえられないことをもって、調べえた99%の情報をそっくり切り捨ててしまう行為に等しく、原処分正当化のための意図的な処理と見られてもやむをえないところである。

推計の点で、第2に問題になるのは、類似同業者の平均値(比率)が用いられている点である。しかし、この平均値の利用については、税務当局は出来る限り慎重でなければならない。というのは、平均値のわずかなズレで、推計結果は大きく変化してしまうからである。例えば、前節の例では、86年の売上金額を類似同業者の平均売上原価率を用いて推計している。この時の不服審判所で明らかにされた実額計算による本人の売上原価率は0.2882であり、異議審理庁が用いた平均売上高原価率は0.2643である。その差はわずか0.0239である。しかし、このわずかの違いの結果、売上金額は11,223,490円であるところ、推計額は12,240,170円となり、1,016,680円も過大になってしまっているのである。

85年の売上金額もそうである。不服審判所で明らかにされた実額計算による本人の売上原価率は0.3142である。ところが、類似同業者の平均売上原価率0.2731を用いた結果、その差0.0411によって、売上金額は454,170円も過大な推計になってしまっている。このように平均値のわずかなズレが推計結果に大きな影響を及ぼすということを十分踏まえておかなければならない。

推計に利用される類似同業者の平均値としては、平均売上原価率のほか、平均算出所得率(売上金額に占める一般経費の割合)、平均人件費等の率(売上金額に占める人件費および外注費の割合)などがある。これらの平均値を用いた場合も、その値のわずかなズレが推計結果に大きな影響を及ぼすことは、平均売上原価率の場合とまったく同様である。しかも、類似同業者の平均値といっても、5~10業者程度の平均であり、業者ごとにその比率の値も大きく隔たっている。例えば、表5は、ある機械加工業者の推計課税に用いられたデータであるが、上記の売上原価率のズレなど比較にならないほど、業者ごとの比率のバラツキは大きなものとなっている。

もちろん、平均値算定にあたっての類似同業者といっても、無制限に採用されるわけではない。その採用は、第1に青色申告者であり、第2に売上金額が本人の0.5倍以上2.0倍以内である

業者に限られている（倍半基準）。しかし、それでも、表5のように大きなバラツキが存在しているのである。この表は、けっして特異な例ではない。多くの場合、これと同程度ないしそれ以上のバラツキをもっている。

したがって、採用候補となる1, 2の業者が実際に加えられるかどうかで、上記の売上金額以上の誤差が生まれてくることになるのである。逆にいえば、倍半基準の範囲内で採用業者を取捨選択することによって、原処分を正当化していくことも十分可能となるのである。しかも、そのサンプルの選択は、税務当局の専決領域下にある。業態が本当に類似しているかどうか、業者の選択が恣意的に行われていないかどうか、納税者にはまったく知る術がない。推計課税に付される者は、根拠を理解できぬまま更正処分を受けることになるのである。ここに、今日の推計課税の最大の問題点がある。

## VI. 一方的徴税行政を支える守秘義務違反論——まとめにかえて

税務行政に求められることは、何よりも“調査と指導の一体化”にあり、とりわけ零細業者にたいする更正処分の際には、この立場が厳格に守られるのでなければならない。しかし、実態は納税者の期待を大きく裏切るものとなっている。税務調査段階から、更正処分、異議審理にいたるまで、税務当局の一方的な姿勢が貫徹している。

そして、こうした一方的な税務行政を支えているのが、守秘義務違反論である。立会人の存在を理由に推計課税に持ち込む論拠が、まさに守秘義務違反論である。また、所得の確認というだけで調査理由を開示したことになる判断する税務当局の姿勢もそうである。ごく大雑把にであるとはいえ、調査に入るのは類似同業者との比較において調査の必要性を認めたからに他ならないはずである。そして、そうであれば、固有名詞を伏せることによって、調査理由を類似同業者との比較において具体的に説明できるはずである。また、そうすることによって、調査のプロセスで、税務署員の事実認識も深まり、本論で見たような、実態からおよそかけはなれた更正処分を避けることも可能となるはずである。

しかし、守秘義務を口実に調査理由の具体的説明は一切しようとししない。したがって、納税者としては、理由がはっきりしないまま、修正申告のもとめに応じるか推計課税に付されるかの、いずれかしかないことになるのである。しかも、推計課税といっても、推計の根拠が明確にされ、本人が多少とも納得するというものではけっしてない。倍半基準の範囲内の業者の平均値を用いて推計したという説明があるだけで、最も肝心な業態の同質性についての説明がまったくなく、推計にあたって用いられる類似同業者の平均値が果して自己の推計に適切な値であるかどうかを判断することはまったく不可能な状況にある。

これは、異議申し立て、不服申し立てに際してもそうである。異議審理、不服審理においても、類似同業者の平均値が示されるのみであって、それが業態の同質性に基づく業者選択であ

るのかどうか、恣意的な取捨選択が行われていないのかどうか、本人にはまったく知る術がない。これも守秘義務を口実とした税務当局の姿勢に基づいている。これでは、税務当局の計算には無条件で従うべきであるというに等しく、納税者の税務当局にたいする不信は強まるばかりとなる。

推計課税が真に必要となるのは、帳簿等必要資料を100パーセント揃えることのできない零細業者の場合であるといえよう。ところが帳簿等必要資料が揃っている業者までもが推計課税に付されている。この点は即刻改められなければならない。そのためには、立会人を口実とした調査放棄、あるいは、調査理由の開示要求を口実とした調査放棄を即刻改め、可能な調査を迅速に実施することが必要である。

そして、そうした上で、なおかつ推計が必要となる場合は、業態の同質性を明確にしつつ、実名を伏せて、類似同業者の決算内容を必要に応じて明らかにし、本人の納得のえられるような推計を行うべきである。守秘義務を口実に、合理的な推計の努力を放棄していると疑われるようなことがあってはけっしてならない。